

診療報酬改定に伴う院内掲示

〈医療情報取得加算〉

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

【マイナ保険証を利用しない場合】

医療情報取得加算 1 初診時 3点（月1回に限る）

医療情報取得加算 3 再診時 2点（3月に1回限り算定）

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

医療情報取得加算 2 初診時 1点（月1回に限る）

医療情報取得加算 4 再診時 1点（3月に1回限り算定）

〈一般名処方について〉

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月1日より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さまの希望を踏まえ長期収載品（同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品）を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者さまの自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

参考 厚生労働省資料 [令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み](#)

〈情報通信機器を用いた診療について〉

情報通信機器を用いた診療での初診の場合には、向精神薬を処方いたしません。